

**独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書 新旧対照表（案）（抜粋）**  
**（共同ワーキングチーム第3回会合での御指摘を踏まえた修正等について）**

前 回 案	修 正 案	備 考
<p><b>第2章 監査の前提条件</b>  <b>第1節 内部統制</b></p> <p>独立行政法人は、業務を有効かつ効率的に遂行し、事業活動に関わる法令等の遵守を促進し、法人の資産を保全し、財務報告等の信頼性を確保するため内部統制を確立し、維持し、かつ、内部統制が有効であるかどうかについて継続的に監視しなければならない。独立行政法人における内部統制は、独立行政法人の長が業務管理全般を対象として構築するものであり、①法人の長がリーダーシップを発揮できる体制、②リスクマネジメント体制、③法人の業務が、役職員によって法令等に適合した上で、効果的かつ効率的に行われることを確保するための体制④内部統制システムが有効に機能するよう組織構成員に適切な情報が伝わる体制、役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制⑤法人全体におけるモニタリング体制及び⑥ICT への対応の6つの基本的要素から構成される。このうち監査上対象とされる内部統制とは、適正な財務諸表等の作成に関連する部分及び財務諸表等に重要な影響を与える法令に準拠していることを確保する部分である。</p> <p>会計監査人は、リスク・アプローチを採用する</p>	<p><b>第2章 監査の前提条件</b>  <b>第1節 内部統制</b></p> <p>独立行政法人は、業務を有効かつ効率的に遂行し、事業活動に関わる法令等の遵守を促進し、法人の資産を保全し、財務報告等の信頼性を確保するため内部統制を確立し、維持し、かつ、内部統制が有効であるかどうかについて継続的に監視しなければならない。独立行政法人における内部統制は、独立行政法人の長が業務管理全般を対象として構築するものであり、①法人の長がリーダーシップを発揮できる体制、②リスクマネジメント体制、③法人の業務が、役職員によって法令等に適合した上で、効果的かつ効率的に行われることを確保するための体制④内部統制システムが有効に機能するよう組織構成員に適切な情報が伝わる体制、役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制⑤法人全体におけるモニタリング体制及び⑥ICT への対応の6つの基本的要素から構成される。このうち監査上対象とされる内部統制とは、適正な財務諸表等の作成に関連する部分及び財務諸表等に重要な影響を与える法令に準拠していることを確保する部分である。</p> <p>会計監査人は、リスク・アプローチを採用する</p>	<p>○第3回 WT での御指摘を踏まえた修正</p> <p>監査基準委員会報告書 265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」</p> <p>5. 本報告書における用語の定義は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 「内部統制の不備」－内部統制の不備は、以下のいずれかの場合に存在する。</p> <p>① 内部統制の整備及び運用が不適切であり、財務諸表の虚偽表示を適時に防止又は発見・是正できない場合</p> <p>② 財務諸表の虚偽表示を適時に防止又は発見・是正するのに必要な内部統制が存在しない場合</p> <p>(2) 「重要な不備」－監査人が職業的専門家として、監査役等の注意を促すに値するほど重要と判断した内部統制の不備又は不備の組合せをいう。(A5 項参照)</p> <p>8. 監査人は、監査の過程で識別した重要な不備を、適時に、書面により監査役等に報告しなければならない。(A12 項から A18 項参照)</p> <p>9. また、監査人は、適切な階層の経営者に、以下について適時に報告しなければならない。(A19 項参照)</p> <p>(1) 重要な不備（経営者に直接報告することが適切ではない場合を除く。）  この報告は書面により行われ、その時期は監査役等への報告の前後いずれでもよい。(A14 項及び A20 項から A21 項参照)</p>

前 回 案	修 正 案	備 考
<p>場合、アプローチを構成する各リスクの評価が肝要となるが、なかでも統制リスクの評価は監査の成否の鍵となるものであり、会計監査人は、内部統制の状況並びにその機能及び有効性を把握し、統制リスクの評価を行わなければならない。</p> <p>なお、内部統制の確立、維持自体は、独立行政法人の長の責任において行うべきものである。会計監査人は、監査の効率化や監査リスクの判断に内部統制を活用するだけであって、内部統制の確立、維持は会計監査人の責務ではない。しかし、内部統制の有効性が監査の方法や結果に重要な影響を及ぼすことから、会計監査人は独立行政法人の内部統制に重大なる関心を持つことが必要であるとともに、内部統制組織に改善すべき点がある場合には、独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備等について、適時かつ積極的に改善に向けての指摘を行うことが望ましい。</p>	<p>場合、アプローチを構成する各リスクの評価が肝要となるが、なかでも統制リスクの評価は監査の成否の鍵となるものであり、会計監査人は、内部統制の状況並びにその機能及び有効性を把握し、統制リスクの評価を行わなければならない。</p> <p>なお、内部統制の確立、維持自体は、独立行政法人の長の責任において行うべきものである。会計監査人は、監査の効率化や監査リスクの判断に内部統制を活用するだけであって、内部統制の確立、維持は会計監査人の責務ではない。しかし、内部統制の有効性が監査の方法や結果に重要な影響を及ぼすことから、会計監査人は独立行政法人の内部統制に重大なる関心を持つことが必要であり、<u>るとともに、監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を、適時に、書面により法人の長(法人の長に直接報告することが適切ではない場合を除く。)及び監事に報告しなければならない。また、会計監査人は、適切な階層の管理者に、監査の過程で識別したその他の内部統制の不備のうち、他の者により当該管理者に報告されておらず、会計監査人が職業的専門家として、当該管理者の注意を促すに値すると判断したものについて、適時に報告しなければならない。内部統制組織に改善すべき点がある場合には、独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備等について、適時かつ積極的に改善に向けての指摘を行うことが望ましい。</u></p>	<p>(2) 監査の過程で識別したその他の内部統制の不備のうち、他の者により適切な階層の経営者に報告されておらず、監査人が職業的専門家として、適切な階層の経営者の注意を促すに値すると判断したもの (A22 項から A25 項参照)</p>

前 回 案	修 正 案	備 考
<p>第5章 会計監査人の地位（職務、権限、義務、責任） 第2節 会計監査人の権限</p> <p>独立行政法人の会計監査人の権限については、通則法第39条第2項及び第3項において、 会計監査人は、いつでも、独立行政法人の会計帳簿及び書類の閲覧もしくは謄写をし、又は役員（監事を除く。）及び職員に対して会計に関する報告を求めること、また、連結財務諸表監査における会計監査人による特定関連会社の監査を行うことができることが規定されている。なお、特定関連会社及び関連会社の監査は、連結財務諸表の適正性を保証する上で必要な監査手続であることから、独立行政法人の長は特定関連会社及び関連会社が監査に協力するよう措置すべきである。なお、通則法第39条4項の場合を除き、特定関連会社及び関連会社の協力が得られないことにより、会計監査人が監査意見表明のための基礎が得られない場合の責任は、独立行政法人の長にある。</p> <p>会計監査人と独立行政法人との間で締結される会計監査契約においては、これらの規定等を踏まえて、会計監査人の権限及び独立行政法人の長の責任の範囲が明確に定められることが必要である。</p>	<p>第5章 会計監査人の地位（職務、権限、義務、責任） 第2節 会計監査人の権限</p> <p>独立行政法人の会計監査人の権限については、通則法第39条第2項及び第3項において、 会計監査人は、いつでも、独立行政法人の会計帳簿及び書類の閲覧もしくは謄写をし、又は役員（監事を除く。）及び職員に対して会計に関する報告を求めること、また、連結財務諸表監査における会計監査人による特定関連会社の監査を行うことができることが規定されている。なお、特定関連会社及び関連会社の監査は、連結財務諸表の適正性を保証する上で必要な監査手続であることから、独立行政法人の長は、<u>通則法第39条第3項を踏まえ、特定関連会社及び関連会社が監査に協力するよう措置しなければならないべきである。また、同様の趣旨から、独立行政法人の長は関連会社に対しても監査に協力するよう措置すべきである。</u>なお、通則法第39条4項の<u>規定に基づく</u>場合を除き、特定関連会社及び関連会社の協力が得られないことにより、会計監査人が監査意見表明のための基礎が得られない場合の責任は、独立行政法人の長にある。</p> <p>会計監査人と独立行政法人との間で締結される会計監査契約においては、これらの規定等を踏まえて、会計監査人の権限及び独立行政法人の長の</p>	<p>○第3章第2節 連結財務諸表監査 における記述に合わせた修正</p> <p>このように、会計監査人による特定関連会社及び関連会社の監査は、連結財務諸表の適正性を保証する上で必要な監査手続であることから、独立行政法人の長は、<u>通則法第39条第3項を踏まえ、特定関連会社が監査に協力するよう措置しなければならない。また、同様の趣旨から、独立行政法人の長は関連会社に対しても監査に協力するよう措置すべきである。</u>なお、通則法第39条4項の <u>規定に基づく</u> 場合を除き、特定関連会社及び関連会社の協力が得られないことにより、会計監査人が監査意見表明のための基礎が得られない場合の責任は、独立行政法人の長にある。</p>

前 回 案	修 正 案	備 考
	責任の範囲が明確に定められることが必要である。	
<p><b>第 4 節 会計監査人の責任</b></p> <p>独立行政法人の会計監査人は、通則法第 2 5 条の 2 において、任務懈怠により独立行政法人に損害を与えた場合の損害賠償責任を負うものとされている。は、</p> <p>また、会計監査人と被監査独立行政法人とは、準委任の関係に立ち、会計監査人は、善良なる管理者の地位をもって職務を行う義務を負うことから、会計監査人が、当該義務に違反した場合には、被監査独立行政法人に対して債務不履行の責任を負うことになる。ただし、会計監査人の責に帰すべき事由がなければ、その限りではない。</p>	<p><b>第 4 節 会計監査人の責任</b></p> <p>独立行政法人の会計監査人は、通則法第 2 5 条の 2 において、任務懈怠により独立行政法人に損害を与えた場合の損害賠償責任を負うものとされている。</p> <p>また、会計監査人と被監査独立行政法人とは、準委任の関係に立ち、会計監査人は、善良なる管理者の地位をもって職務を行う義務を負うことから、会計監査人が、当該義務に違反した場合には、被監査独立行政法人に対して債務不履行の責任を負うことになる。ただし、会計監査人の責に帰すべき事由がなければ、その限りではない。</p>	
<p><b>第 6 章 独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準</b></p> <p><b>第 4 節 実施基準</b></p> <p><b>第 3 節 監査の実施</b></p> <p>9 会計監査人は、独立行政法人の長による確認書を入手しなければならない。</p> <p>確認書には少なくとも次に掲げる事項が記載されなければならない。</p> <p>(1) 財務諸表等の作成責任は独立行政法人の</p>	<p><b>第 6 章 独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準</b></p> <p><b>第 4 節 実施基準</b></p> <p><b>第 3 節 監査の実施</b></p> <p>9 会計監査人は、独立行政法人の長による確認書を入手しなければならない。</p> <p>確認書には少なくとも次に掲げる事項が記載されなければならない。</p> <p>(1) 財務諸表等の作成責任は独立行政法人の</p>	

前 回 案	修 正 案	備 考
<p>長にある旨</p> <p>(2) 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）（以下「利益処分案」という。）を除く。）は一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して適正に作成している旨</p> <p>(3) 利益処分案は法令に適合して作成している旨</p> <p>(4) 財政状態及び運営状況を正しく示す事業報告書を作成している旨</p> <p>(5) 独立行政法人の長による予算の区分に従い決算の状況を正しく示す決算報告書を作成している旨</p> <p>(6) 財務諸表等及びその作成の基礎となる会計記録に適切に記録していない重要な取引はない旨</p> <p>(7) 財務諸表等に重要な影響を与える不正及び違法行為はない旨</p> <p>(8) 適正な財務諸表等を作成するため、及び財務諸表等に重要な影響を与える法令に準拠していることを確保するため、有効な内部統制を確立し、維持する責任は独立行政法人の長にある旨</p> <p>(9) 監査の実施に必要なすべての資料は会計監査人に提供した旨</p> <p>(10) 重要な偶発事象及び後発事象</p>	<p>長にある旨</p> <p>(2) 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）（以下「利益処分案」という。）を除く。）は一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して適正に作成している旨</p> <p>(3) 利益処分案は法令に適合して作成している旨</p> <p>(4) 財政状態及び運営状況を正しく示す事業報告書を作成している旨</p> <p>(5) 独立行政法人の長による予算の区分に従い、<u>一定の事業等のまとまりごとに</u>決算の状況を正しく示す決算報告書を作成している旨</p> <p>(6) 財務諸表等及びその作成の基礎となる会計記録に適切に記録していない重要な取引はない旨</p> <p>(7) 財務諸表等に重要な影響を与える不正及び違法行為はない旨</p> <p>(8) 適正な財務諸表等を作成するため、及び財務諸表等に重要な影響を与える法令に準拠していることを確保するため、有効な内部統制を確立し、維持する責任は独立行政法人の長にある旨</p> <p>(9) 監査の実施に必要なすべての資料は会計監査人に提供した旨</p> <p>(10) 重要な偶発事象及び後発事象</p>	<p>○会計基準等との平仄</p>

前 回 案	修 正 案	備 考
<p>第6章 独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準</p> <p>第5節 報告基準</p> <p>第1 基本原則</p> <p>1 会計監査人は、独立行政法人の長が作成した財務諸表等に対して、次に掲げる事項について意見等を表明した監査報告書を作成しなければならない。</p> <p>(1) 財務諸表（利益処分案を除く。以下同じ。）が一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうか</p> <p>(2) 利益処分案が法令に適合しているかどうか</p> <p>(3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）が独立行政法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているかどうか</p> <p>(4) 決算報告書が独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかどうか</p>	<p>第6章 独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準</p> <p>第5節 報告基準</p> <p>第1 基本原則</p> <p>1 会計監査人は、独立行政法人の長が作成した財務諸表等に対して、次に掲げる事項について意見等を表明した監査報告書を作成しなければならない。</p> <p>(1) 財務諸表（利益処分案を除く。以下同じ。）が一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうか</p> <p>(2) 利益処分案が法令に適合しているかどうか</p> <p>(3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）が独立行政法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているかどうか</p> <p>(4) 決算報告書が独立行政法人の長による予算の区分に従って、<u>一定の事業等のまとまりごとに</u>決算の状況を正しく示しているかどうか</p>	<p>○会計基準等との平仄</p>